

## 検便の実施について

水道技術管理者

### 1. はじめに

水道法 21 条及び同法施行規則第 16 条（健康診断）により、水道水の汚染を防止するため、水道の浄水場又は、調整池において業務に従事する者及びその構内居住者について定期及び臨時の健康診断が義務づけられている。

当企業団では、法律に基づいて定期的な健康診断として検便による細菌検査を実施する。

### 2. 検便の検査項目

病原体が便中に排泄される伝染病に加えて、腸管出血性大腸菌（O-157 等）を検査項目とする。詳細は、以下のとおりである。

- ①細菌性赤痢菌、
- ②腸チフス菌、
- ③パラチフス菌
- ④サルモネラ菌、
- ⑤腸管出血性大腸菌

### 3. 検便の対象者

検便の対象者は、次の者を対象とする。

#### (1) 当企業団職員の場合

浄水場の敷地内を勤務地とする者を対象とする。

#### (2) 浄水場維持管理に関する委託業務を受注した業者の場合

年間を通じて定期的に浄水場に入退場する者を対象とする。浄水場の清掃委託業務と夜間警備委託業務は、これに該当する。

#### (3) 工事従事者の場合

稼働中の施設の接水面近傍で工事を行う場合は、作業する者全てを対象とする。

また、場内に現場事務所を配置する場合は、当該事務所を勤務地とする者は全て対象とする。短期に場内に入退場する者については、7 日／月以上の頻度で場内に入退場する者を対象とする。

特に、工事の現場代理人については、職員との接触機会が多いので検便を必須とする。

尚、未稼働施設における工事に従事する者については、衛生面の配慮をすることとするが、検便の対象とはしない。

#### (4) その他の場合

短期に場内に入退場する者については、7 日／月以上の頻度で場内に入退場する者を対象とする。

### 4. 実施頻度 2 回／年

### 5. 実施担当課所

(1) 企業団職員及び浄水場維持管理関連の委託業務を行う業者の検便は、総務課が担当する。

(2) 工事受注業者の検便は、各課所が担当する。

工事受注業者の検査結果は、工事書類としての提出を指示すること。

各課所は、検査結果を水道技術管理者に随時報告すること。

### 6. その他

(1) 検査結果は、担当課所で 1 年間保存する。

(2) 保菌者がいた場合は、臨時の検査を行う。